

第8回 まちづくり常任委員会会議録

令和6年10月2日（水）
委員会 議室

○会議日程

- 1 開会宣告（10時00分）
- 2 調査事項
 - （1）産業建設課所管
 - ①上幌延開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画について
 - （2）令和6年度道外行政視察について
- 3 その他
- 4 閉会宣告（10時59分）

○出席委員（7名）

委員長	4番	高橋秀之
副委員長	1番	高橋秀明
委員	2番	佐藤忠志
委員	3番	深澤博之
委員	5番	植村敦
委員	6番	無量谷隆
委員	8番	西澤裕之

○欠席委員（1名）

委員	7番	齋賀弘孝
----	----	------

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
総務企画課長	早坂敦
産業建設課長	角山隆一
産業建設課長補佐	若杉忍
上下水道係長	宮下勇人
上水道係主査	鎌田和己
上下水道係主任	中山尚弥
農業振興係主任	寺澤篤史

○議会事務局出席者

事務局長	岡田英樹
書記係長	藤田秀紀

高橋秀之委員長

本日の出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまより、第8回まちづくり常任委員会を開会します。

始めに、町長より御挨拶をお願いします。

野々村町長

おはようございます。

第8回のまちづくり常任委員会に御参集いただきありがとうございます。

行政側からは、上幌延開進地区、問寒別地区における農業用水道の簡易水道に移行するに当たっての中間報告をさせていただきたいと思って、今日お集まりをいただきました。

若干遅れて申し訳ございません。それぞれ、いろんな情報、又は各町村の情報等も加味しながら、今、一生懸命担当の方で調査をしていただいているところでもあります。

大きな数字というか、大きな形が見えてきたということもありまして、今日お集まりをいただきながら、今後に向けて判断をしたときに、また、皆さんに御説明をさせていただきながら、前に進めていこうと思いますので、よろしく願いをいたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

それでは調査事項に入ります。

調査事項(1)産業建設課所管「上幌延開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画についての件を、議題とします。

説明をお願いいたします。

角山産業建設課長

本日、産業建設課からは、上幌延開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画に関しまして、移行の際、新たな料金区分として設定を予定します農業用の水道料金に関する検討状況等につきまして、御説明、御報告いたします。

給水施設及び設備の老朽化対策につきましては、国・道の補助事業を活用の上、大規模改修を進めつつ、現状、各地区組合が管理運営する農業水道について、令和8年度供用開始を目途に町簡易水道への移行を進めております。並行して、簡易水道移行後の維持管理経費等の運営経費について調査した上で農業用の水道料金に係る設定作業を進め、供用開始前、令和7年度中の幌延町簡易水道給水条例改正に向けて、順次、進めてまいりたいと考えております。

中間報告の詳細説明につきましては、お配りした資料を基に、上下水道係長 宮下から御説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

宮下上下水道係長

それでは、上幌延開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画中間報告について、御説明いたします。

お配りした資料を御覧ください。

始めに、1の目的と内容について御説明いたします。

農業用水道を簡易水道へ移行するに当たりまして、現在、6地区ある料金設定に農業用の料金設定を加え、長期的な水道事業経営の安定を図るべく、現在、農業用水道料金の検討を進めています。

今年度、委託業務契約を結んだ株式会社 日水コンの支援の下、農業用水道料金の検討を進めており、本日、中間報告として、現時点での検討状況を御報告いたします。

次に、2の農業用水道4組合の状況について御説明いたします。

令和8年度から簡易水道への移行を予定する農業用水道4組合について、農業用水道料金の検討に当たり、過去5年における各組合の経営状況を整理しました。

4組合の給水区域は資料2ページの図表1に示すとおりです。

組合の収入及び支出については、過去5年、4組合合計1千万円前後で推移しています。資料3ページの図表2を御覧ください。

毎年の収入と支出を比較すると、令和4年を除き支出が収入を上回る赤字となっています。各組合には繰越金がありますので、収入が不足している組合については繰越金を取り崩しています。そして、令和5年時点では維持管理費や経費に係る約9百万円の1年間のランニングコストを水道料金で賄っております。

収入のほとんどを占める水道料金全体における基本料金と超過料金の割合ですが、過去5年平均で見ると基本料金は17%、超過料金は83%であり、超過料金の占める割合が高い状況となっています。

資料3ページの図表2を御覧ください。

今後、農業用水道料金の検討を行うに当たっては、多額の超過料金を支払っている農家さんの存在に着目する必要があると考えています。現在4組合の料金体系につきましては、上幌延地区は他の3地区と比較して高水準となっています。

資料4ページの図表4を御確認ください。

上幌延地区の料金が高水準となっている主な要因は、水道の原水水質が悪いことから、浄水処理に多くの費用を要しているためです。

同じく、資料4ページの図表5を御覧ください。

1月当たりの使用水量毎の料金を示した表となっています。

資料1ページにお戻りください。

3の料金検討の前提条件について御説明いたします。

農業用水道料金の検討に当たりましては、以下に示す4種類の前提条件を基に検討を行いました。

条件1、初期投資費用の回収は料金収入によらず、公費負担とする考えです。簡易水道の施設整備に係る減価償却費、地方債償還、支払利息等については公費で賄う考えとしています。

条件2、料金収入による回収費用はランニングコスト相当（維持管理費等）としました。維持管理費の主なものは、動力費、修繕費、水質検査に係る費用です。

条件3、簡易水道移行後の料金は住宅用と農業用に区分しています。

条件4、条件3で区分した農家等の住宅用水道料金は、現状の一般家庭用料金区分で算定しました。

次に4の農家等の用途分類、住宅用と農業用の区分について御説明いたします。

現在、この地区には114件の水道の契約があります。この114件について現在、普段の生活でのみ水道を使用している住宅用と酪農等を経営している農業用に分類しました。

住宅用につきましては、町内簡易水道の使用実績から1か月当たり平均12立米を想定しました。この12立米は、町民一人一日当たり200リットルの使用実績を用いて、200リットル掛ける30日掛ける1世帯当たり平均二人として算出したものです。

現在の使用用途が不明な農家等については、この12立米を目安に住宅用と農業用に分類しました。

114件を分類した結果、住宅用は58件、農業用は56件、令和5年の水量を基に区分すると、住宅用は年間使用水量1万721立米割る58件で185立米となります。

農業用は年間使用水量13万7,620立米割る56件で2,457立米となります。

次のページを御覧ください。

5の農業用水道料金検討に当たっての留意事項について御説明します。

まず、将来の使用推定水量につきましては、簡易水道への移行直後、令和8年度計画給水量約430立米の予定であり、徐々に減少する見込みです。

この地区では、水量の増加につながる大きな計画等の予定がないため現状から大きく変化しないと見込んでいます。

簡易水道移行後のランニングコストは約56百万円となります。内訳は維持管理費45百万円、動力費3百万円、修繕費3百万円、その他水質検査他5百万円です。

維持管理費については、これまで組合が行ってきた必要最小限の維持管理から町簡易水道の水道法に基づく維持管理へと拡充する必要があることから、大幅な増額を見込んでいます。修繕費には、現在、町が負担している修繕費も含めています。

これらランニングコストに対して、住宅用水道料金については前記の検討条件4に示すように、現状の一般家庭用料金区分で算定する方針です。

5ページの図表8を御覧ください。

試算では住宅用の年間料金収入見込みは合計212万円で、移行後の住宅用料金収入見込みである212万円を58件で割ると、年間3万6,523円。1か月当たりですと3,044円と試算しています。移行後のランニングコスト56百万円から住宅用新料金212万円を差し引いた残り約54百万円が農業用料金で賄う必要があると考えております。

このように、簡易水道の施設整備に係る減価償却費、地方債償還、支払利息等減価償却費等を町で負担しても、ランニングコストすべて水道使用料金で賄うことは各農家に大きな負担となることから、現在、負担軽減の仕組みについても検討を進めているところです。併せて、基本料金と超過料金の負担の考え方、バランスについても併せて検討を進めます。

今後のスケジュールについては、別紙6ページ記載しております。

今月、10月中には各利用組合等を対象に今回の説明内容と同様内容について報告し、伺った御意見を踏まえ、農業用料金案を設定し、改めて常任委員会場で御説明いたします。

農業用料金に係る地区等への説明は、常任委員会への報告後、時期を見ながら行う計画としております。想定スケジュールといたしましては、令和7年9月議会での条例改正、

その後、広報等での周知を行い、令和8年度から住宅の給水管を簡易水道への切り替え工事完了後、随時、簡易水道へ移行する計画としております。

以上、上幌延開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画中間報告といたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明で何か質問のある方は、挙手の上、指名を受けてからマイクのスイッチを押して発言してください。

ありませんか。

植村委員

数字的には、今、言ってること、ちょっと、理解してないんですけども、当初、自分なりに農業水道を全般にわたって簡易水道移行をするのかなという気がしていました。

というのは、ここで言われてる上幌、開進地区、問寒別地区だけでなく下沼、それから北進、あとは雄興ですか、残り三つの水道施設、これらは、また別扱いということで進めていくということなんでしょうか。

宮下上下水道係長

今のところ、簡易水道移行については今回の開進、上幌、問寒別地区というふうになっており、下沼、音類地区等については、今後、ちょっと検討してかなきゃいけないなというところで考えております。

植村委員

はい、分かりました。

今後検討するということで、ですから検討をするんでしょうけども、実際、今出されてきた数字を見ると、本当に、従来の問寒別地区、それから、安牛地区、開進地区で使われてる水道料から比べると、かなりの料金負担になるということが予想されるんですけども、概算でこれ、数字で、電卓叩けば出てくると思うんですけども、例えば、開進地区、この中で一番安い水道料で維持してきてると思うんですけども、ここの地区で何倍ぐらいの負担増になる可能性があるのか。ざっと見たところでは10倍近いものになるのかなっていう気がするんですけども、8倍だとか、その辺、どんなふうな考えにしているのかちょっとお聞きします。

角山産業建設課長

ただいまの御質問ですけれども、まずは、移行後の費用、これを詳細に出す必要がある。その上で、幾ら、年間で運営するために必要なのかというところまで今調査しているところでございます。

委員おっしゃるとおり、10倍とはいきませんが、それに相当するぐらいの負担を、単純に、先ほど申し上げた5,400万、5,300万を回収するためには、料金からあてがわなくちゃいけないというのが現状、把握してる状況で、次は料金設定をどのようにするかということを考えなくちゃいけなくて、先ほど宮下の方から説明あったとおり、全て利用者負担とするには、かなり重いという部分があるので、その辺の検討も、もう少しお時間頂いて、させていただければというふうに考えております。その中で、今、基本

料金の立方数も10、20というものでございますけれども、その辺も、改めてどの程度にするか。他の自治体なんかの状況を見ますと、基本料金の設定を50ですとか100とかにしている場合もありますので、そういった形で酪農家さんが主に多く使っておりますけれども、そこの最低ラインみたいなものを見ながら、料金の設定をしなくちゃいけないという作業を、ちょっと、詳細に進めますので、今時点では、それだけのお金が必要だということで、説明としてとどめさせていただきます。

植村委員

分かりました。単純計算でいくと、そういうことになりますよということの説明だということでした。

基本的には、これ農家の方も住宅の水道料に関しては幌延市街地区で使われてる水道料と同額にするというのが、まず基本だということですね。

角山産業建設課長

今ある区分の一般家庭用というものに当てはめていくと、プラス、新たな料金区分として農業用というのを、もっと設定して運営したいという考えでございます。

植村委員

組合によっては、この水道メーターちゅうのは使用期限というのがあって、期限来ると、壊れてなくても交換せんきゃならないということが発生するんですけども、組合によっては、組合費の中で取り替えてますよという組合も何かあるように聞いてはいるんですけども、それらは、町の方、市街地区と合わせた形でやるということになれば、取り替えのときは、経費、費用負担という工賃と器具代が負担しなければならないってことなんじゃないか。

宮下上下水道係長

はい、計量法に基づいて町の方では8年に1回メーター交換しております。

簡易水道移行後についても、農家さんの今現状ついてるメーターもそれと同じように、町の方で交換するという形になろうかと思います。

植村委員

町の方で交換するということは、町負担で交換してくれると。その代わり、ちゃんと水道料払いなさいよということなんだ。

宮下上下水道係長

はい、そうです。

高橋秀之委員長

よろしいですか。ほかに。

無量谷委員

農家についてはね、かなり住宅用等と牛舎用っていう形で区分されてるんですけども、これは基本的に住宅用のメーターと牛舎用のメーター、農業メーターという感じで区分して、最低二つ以上付いてるのかなっていう感じがするんですけども、そういう中で、基本水量、基本査定が各地区ばらばらっていうか、基本料金は10立方ちゅうか、多いところでは50立方ぐらいあるのかな。そういう、まちまちの基本料金が最低水量料金っていう感じで区分されてんですけど、これはもう農業用については、トン数が増えた形の基本料

金から設定した超過料金になるのか、その辺ちょっとお伺いします。

角山産業建設課長

そこにつきましても、先ほど少し触れましたけれども、酪農家さんの使用水量のデータなんかを基に、基本料金における立方数、超過料金の金額をこれから算定試算してまいりたいというふうに考えております。

無量谷委員

今まで使っている料金よりは、先ほど言ったように、7倍、8倍、10倍というような形の料金にならないような形で、ある程度、見直しをしていただきたいものだなという考えで考慮してほしいということなんですけれども、これらについても、まちまちの基本料金の設定の仕方を、どの時点で決めていくのか、その辺の日程的にどうなのか。

角山産業建設課長

こちら、先ほど御説明と重なる部分ありますけれども、まずは、簡易水道に移行するに当たり、簡易水道の基準も見合った水の水準を維持、提供しなくちゃいけないという部分がありますので、経費が上がるということは、まず御理解いただきたいなと思います。その上で、今、各組合員さん、各組合さんに御負担いただいている運営経費というものは全て掛からなくなって、町で管理していくという部分のメリットもございます。そういったところも御理解いただいた上で、料金設定の方、案は出していきたいなと思います。

スケジュールといたしましては、先ほどのお配りした資料にざっと書いてありますけれども、まず、今日の御説明内容を各組合さんへ今月中にしたいなというふうに考えております。その上で、料金の区分、案について幾つか検討して、まずは、常任委員会の場で説明したいなと。その上で住民説明、これは今年度中に行うというスケジュール感で考えております。いずれにしても、令和7年度の9月に水道に関する料金条例の改正を予定しておりますので、年度内に料金案については固めていきたいというふうに考えております。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

植村委員

先ほどの住宅用と農業用のこの振り分けなんですけれども、この住宅用ちゅうか市街地区の料金ちゅうのは、したら、今回の改定に関しては改定なしと、従来どおりというような形で推移させるということで、基本的にそういうことで考えていいのかな。

角山産業建設課長

まず、農業水道の簡易水道の移行というのが、全体の水道運営に関しては、まず第一にやるべきことですので、まず、それが済んでからということで考えてますので、今の一般住宅用料金の改定は、この移行に当たっては、改定の予定はないです。

ただ、公営企業の経営となりますので、簡易水道に移った場合、トータルでどのような話をまたしていかなきゃいけないんですが、まずは、農業用水道の簡易水道の移行というのを前提に最善に進めたいというふうに考えております。

植村委員

一番の問題はこの5,800万ですか、この経費を単純に振り分けると、金額になりますよという今日の説明なんすけれども、正直、農家としては仕方ないですねという安易な返

答はできかねるのかなと思いますよ。

もうこれだけの負担増、一軒平均ちゅうか、最低でも年間100万金を水道料として払わんとなんなくなってくるというのが現実ですからね、それが果たして可能なのかなという。大事な水ですから駄目だよって言われたら仕方なし使うか、若しくは、井戸でも掘って、井戸水でも使わざるを得ないのか、ちょっと分かんないですけども、単純計算したって、10年間使う気したら1千万かけて水道掘った方が、井戸掘った方が得だよっていう考えにもなりかねないような状況にこれなってくるのかなというふうに個人的には思っています。

そんなことも含めて、この料金設定という部分に関しては、やっぱり、かなりやっぱり、そこら辺の状況を把握しながら設定していったほしいなというふうに思いますね。

角山産業建設課長

御説明の前段の部分でもお話しさせていただきましたけども、まず、上幌、開進地区への、問寒別地区も含めて水道整備、こちらにも多額の費用が掛かっていると、一つ大きな判断として、その部分、減価償却、地方債償還には町が負担するというのが、一つ、これが前提としているところも大きな決断であろうかと思います。

今、頂いた御意見も踏まえて、料金設定の方は何パターンか、こういった形がいいのかってというのは、現時点では、まだ、詳細は申し上げられませんが、検討していきたいと思います。

植村委員

よろしくお願いします。

ちょっとお伺いしたいんですけども、農家の場合、施設自体もかなり古く、水道管、メーター器くぐるまでの間は、新しく整備されて、漏水という心配は恐らくないのかなと思うんですけども、メーターくぐった後の敷地内に走ってる配管に関しては、もうかなり耐用年数が過ぎて、家主もどこ走ってるか分からないような状況もなってるところもあるのかなというふうに思うんですけども、メーター器過ぎてからの漏水に関しては、これ、どういう扱いにするつもりなのか。流しただけ請求を来るのか、そこら辺の基本的な姿勢というのはどんなことを考えているのかお聞きします。

宮下上下水道係長

敷地内の漏水については、基本的にはその土地の所有者っていう判断にはなるんですけど、いろんなケースがありますので、随時、御相談していただいて、どうしても避けられない漏水っていうのもありますので、そこはちょっと確認させていただいて、こちらで判断させていただくっていう形で行いたいと考えています。

植村委員

はい、分かりました。

というのは、うち上幌の水道というのは、メーターくぐった後の漏水は、もう本人負担ということで、厳しく超過料金取られてきたんで、ここの水道使用料の料金で、超過料金、何百トンもってことになると、もう大変なことになるなど。それこそ、水道保険でも入れなかったら、やっつけられないんじゃないかなっていうような、そんなような気もしたんで、状況に合わせて、そこら辺を御相談して承知するというのをですんで、何

とかそこら辺よろしくお願ひしたいと思います。

高橋秀之委員長

よろしいですか。ほかに。

無量谷委員

ちなみに、市街地区の料金の基準っていうか、基本料金の料金表っていうのは、どういうふうになってるか、ちょっと、若干参考にまで聞きたいんですけど。

角山産業建設課長

今、一般家庭用については、基本水量は10立方までで、基本料金は1,570円、超過料金については、1立方増すごとに190円っていう形で運営しております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

深澤委員

専門外なんで、単純な質問なんですけど、初めに基本料金の設定の仕方、これ先ほど、ちらっと説明あったと思うんですけど、当然、戸数割で基本料金っていうのが出てくるんですよね。まずそれ一点ちょっと。

宮下上下水道係長

日本水道協会の水道料金算定要領に基づいて、今計算しているところです。

深澤委員

いや、要するに、上幌と開進とか、みんな基本料金一緒じゃないですよ。だから、個別で計算した数字がこれからなのかって今ちょっと質問したんですけど、そうじゃなくて、この基本料金の設定の仕方、どういうふうにてきてるんですか。

鎌田上下水道係主査

今のここにある各組合の基本料金なんですけども、これは各組合の中で決めた数量での金額となっておりますので、今後、簡易水道になると全部統一した基本料金の基本水量となります。以上です。

深澤委員

それなら理解できるんですけど、先ほども説明なかった。この後ね、減少とか増加とかって、あんまりないよという説明だと思うんですけど、極端に言ったら、やはり、この辺の酪農もね、我々見たら、何か随分減少に陥ってるんじゃないかって気するんですけど、年間、もしね、10戸くらい増えるような状態になったら、この金額設定にずっと行くんですか。

角山産業建設課長

まずは、令和8年度への移行を検討する上で、現時点の状況で、まずは料金体系決めると。ただ、水道料金につきましては、繰り返しますけど、公営企業会計で運営しておりますので、ランニングコスト、収入を勘案して料金を見直ししなければいけないというルールがあります。なので、今は数年来、料金の方は改定しておりませんが、整備に掛かる投資も出てきますので、いつかの時点では、この料金の根本的な見直しっていうのをかけなきゃいけないとは思ってます。ただ、繰り返しになりますけど、まずは農業水道の簡易水道の移行を令和8年度供用開始でやれるようにということで、現時点での数

字を基に、まずは算定するというような考えでございます。

深澤委員

もう一点、今、先ほど、市街地と農家の方の一般家庭の部分は変わらないと言ってますよね。ちなみに市街地で営業用水道ってあるんですよね。これ、普通の一般家庭と違った営業用で本当に金額設置されて、私、単純考えたら農家も営業してるんだと思うんだよね。これ、何で営業用にならないのかっていう気するんですけども、その辺の見解どうなんでしょう。

宮下上下水道係長

はい、農家さんは酪農で水を使うという形で、今、農業用水道料金を検討してるんですけど、一般家庭用っていうのは、住宅で寝泊まりするということと。

(深澤委員：じゃなくて営業してるって。商売やってるんですよ。営業だよ。飲食店なんですよ、営業っていうのはね。)

角山産業建設課長

使用する量が、規模が違うんですよ。なので、この一般家庭用と営業用もそういった観点で基本水量の設定を10と20に分けているということです。ここに、更に農業用を設定する場合は、相当量の基本使用水量があるので、それに見合った設定をしなくてはいけないというような考えでありますので、営業用と合わせるのではなく、農業用という区分を新しく作りたいというふうに考えてます。

深澤委員

最後にもう一点、これも単純な質問なんですけど、組合って四つぐらいあるのかい、今。これ、単純に一本化ちゅうのは不可能なんですか。組合を一本化にして経費削減ちゅうか。

角山産業建設課長

正直難しいのではないかと思います。

そういったことも踏まえて、老朽化した水道管の整備も町が国や道の事業を使ってすると。水道設備に関しても整備すると。そして、管理も受けるので、簡易水道へ移行したいとするというような考えでございます。

深澤委員

最後だと思ったんですけど、もう一回だけ。

やはりね、私農家じゃないんでよく理解できないんやけど、農家も厳しいって話聞いてるんで、1円でも負担を少なくするっていう努力をぜひお願いしたいなと思っています。

角山産業建設課長

繰り返しになるんですけども、原則は公営企業会計での運営というものを、まず念頭に置いた上で料金の方を設定していきたいというふうに考えておりますが、頂いた御意見等も踏まえて考えていきたいと思っております。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

植村委員

事業計画っていうことで最後に載ってるんですけども、これからいくと、ある程度、そ

の料金が決まってからですか、対象の地区に対する説明というのはやっていくということになるのでしょうか。それがいつ頃になっていくのかお聞きします。

角山産業建設課長

まずは、料金の案を、ここからは年内ぐらいには常任委員会の場で説明させていただきたいなと。12月定例もありますし、3月定例もあります。そういった常任委員会の場で説明させていただいた上で、住民説明、組合員への説明という流れで考えております。なので、表でいくと、これは3月の定例議会前の常任委員会で料金案の説明が済めば、年度明けてから住民説明をやるというような予定で考えております。その上で、9月の議会に給水条例の改定、改正を上げるというような流れでございます。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

いいですか。

最後に、令和6年の住民説明会まで何か進展とかありましたら、また、常任委員会の方に説明をお願いしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

ないようですので「上幌延開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画について」の件は以上とします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

次に調査事項(2)に入る前に、総務企画課から説明事項がありますので、よろしくお願いいたします。

早坂総務企画課長原

すいません、お時間頂きまして。

ちょっと、一点だけ説明といたしましょうか、事前に御了解いただきたいことができましたので、御説明させていただきます。

既に議員の皆様におかれましては御存じのことと思えますけども、来る10月27日、投開票日ということで衆議院を解散する旨の発表が行われております。

これに伴いまして、町といたしましても選挙執行のための予算が必要になるということになりますので、今のところ衆議院を解散する日、こちら10月9日想定しておりますけども、その日に選挙経費に係る補正予算を専決処分させていただきたいというふうに考えております。

本来であれば、補正予算、議決頂くことが正規な形ということになりますけども、解散から公示日まで期間が非常に短く、また臨時議会を召致する時間的な余裕がないことから、今回、専決処分にて対応させていただければと考えておりますので、まずはこの場で、御了承いただきたいというふうに考えております。

なお、補正予算の額につきましては、およそ300万円程度を予定しております。ただ、国政選挙ですので、100%国の負担で行われるということになりますことを申し添えさ

せていただきたいと思います。

以上、補正予算専決処分について説明をさせていただきました。

この場で御承知おきいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしますします。

高橋秀之委員長

ただいまの件について、質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

はい、ほかにありませんということで、ただいまの件は以上とします。

町部局の皆様、ありがとうございました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

調査事項(2) 令和6年度道外行政視察について協議したいと思います。

視察の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

岡田事務局長

それでは、令和6年度まちづくり常任委員会行政視察について概要を説明したいと思います。

お手元に、まちづくり常任委員会行政視察概要という資料を配付してありますが、そちらを御覧いただきたいと思います。

まず、目的につきましては、集落支援対策「地域コミュニティ形成事業」について、道外先進地、島根県、今、先進地として、いろいろ取り組んでいるところでございまして、地域住民の生活をどのように今後維持していくかということを、また、問寒別地区でこの取組を行われているんですが、全町にどう普及させていくのかなど、議会での議論を深めることを目的としております。

次に、視察先ですけれども、島根県の益田市。益田市では地域自主組織の取組状況ということと、あと、地域自主組織、益田市安田地区の取組について視察をさせていただくということになっております。

次に、島根県の大田市につきましては、ここは小さな拠点づくりの取組ということで実施しておりまして、その取組状況を視察させていただいて、大田市の久利地区と大屋地区という所がありまして、ここは、2地区で一つの取組をやっているところでありまして、その取組について、いろいろお話を聞きたいと思います。

次に、視察日程ですけれども、全行程は10月22日火曜日に幌延出発しまして、25日に幌延に帰ってくるという日程であります。

益田市と大田市の視察につきましては、10月23日の水曜日に行くこととしております。

続きまして、事前に両市から質問を頂ければということで連絡がありまして、事務局案として考えたものが、益田市の議会につきましては、当時の取組を行うに当たって議会での協議、対応はどうだったのかということを案として考えております。益田市の担当では、地域自主組織の形成に至る経緯と過程について、地域における機運醸成について、地

域への支援体制について、現時点での成果と課題について、それと今後の目指す方向性についてという案を考えております。

次に、安田地区への質問に対しましては、組織形態について、地域独自の取組について、運営状況について、経営資源、ヒト、モノ、カネ、情報などについて、世代間での地域に対する意識の違いについて、人材育成の必要性和取組の方向性、それと財源確保、国や県などのからの補助金などの活用等について、あとはこの地域自主組織の取組を行うに当たってハード事業などを行っているかどうかというところを案として考えております。

次のページに行きまして、大田市なんですけれども、大田市の議会にも、同じく議会での協議、対応について、太田市の担当課には、小さな拠点づくりの取組に至る経緯と過程について、地域における機運醸成について、地域への支援体制について、現時点での成果と課題、今後の目指す方向性を予定しております。

次に、久利・大屋地区につきましては、組織形態について、地域独自の取組、運営状況、経営資源、世代間での意識の違い、あと、人材育成の必要性和取組の方向性、あと、財源確保、ハード事業についてということで、今のところ事務局として、このような質問を考えております。

あと、別紙で参考資料として益田市のリーフレット「これからの地域自治の仕組み」というリーフレットと、あと、益田市の安田地区の令和5年度の取組をまとめたものがありますので、そちらを参考に見ていただいて、当日、いろいろと質問を考えていただければと思います。

あと、益田市の20地区の取組状況というものを配付しておりますので、この安田地区以外にも、ほかの地区の取組もありますので、それぞれの地区の取組で何か気になるような取組がありましたら、益田市の担当に聞いてみるとかっていうのも可能かなと思いますので、こちらの方も参考にさせていただきたいと思います。

それとあと、また別紙で「大田市版・小さな拠点づくりとは」というものがありますので、こちらは大田市の取組を、ちょっとホームページから拾ってきたものなんですけれども、大田市の取組と、あと、久利・大屋地区の地区紹介ですとか取組内容を書いたものがありますので、こちらを参考に、いろいろと質問を考えておいていただければと思います。

最後に、まちづくり常任委員会の道外視察の日程表を1枚物で配付しております。

日程は10月22日予定では11時に役場前出発しまして、稚内空港到着して、稚内空港でお昼御飯食べたいと思います。

稚内空港発、羽田着、羽田から乗換えしまして、萩・石見空港に到着して、その日はホテルに宿泊、益田市で宿泊としております。

10月23日は、9時15分ぐらいにホテルを出発しまして、9時半から益田市の市議会の方に行って視察を行って、市役所で視察した後は安田地区の方に移動して、こちらで地区の方にお話を聞くという日程としております。11時半ぐらいに益田市を出発しまして、途中、お昼御飯を食べまして、大田市到着は14時30分予定しております。大田市につきましては、議会事務局がちょっと日程的に都合が付かないということで、市の担当者と、あと、地区の方が対応してくれるということで、市役所に行かないで直接地区の方に行ってお話を聞くこととなっております。23日は大田市に宿泊となっております。

10月24日はホテル出発しまして、出雲市役所の方がお昼からしか、ちょっと対応できないということで、午前中空いてしまうので、ここで自由時間ということで、出雲大社とかもありますので、ここはちょっと、お昼まで自由時間とさせていただきたいと思います。出雲市役所で13時30分から15時まで1時間半程度視察して、その日の視察は終了となります。

翌日、10月25日に出雲空港から7時45分発の飛行機で羽田経由で稚内到着で13時50分頃に役場到着という予定としております。

簡単ですけども、概要は以上です。

最終的にどこかで、はい。

(「最終日の朝飯はなし」の声あり)

ホテルですかね。

ちょっとそこは旅行会社の方にも確認して、時間的に無理であれば別な方法も考えたいと思います。

高橋秀之委員長

ただいま事務局から概要説明がありましたが、事前質問について皆さんから何か御意見等ありませんか。

ぎりぎりはちょっとまずいんで、1週間ぐらい前までに何かあれば事務局の方に質問事項を寄せてもらえんと思いますけど。

ほかにありませんか。

岡田事務局長

あと追加なんですけど、日程表をお配りしてるんですけども、また、来週か再来週あたりにはホテルの宿泊先も記載された詳しい日程表と、あと、皆さんへの通知文を御案内したいと思いますので、よろしく願いいたします。

高橋秀之委員長

一つ私から、これ衆議院選挙ぶつかるんだけど、向こう方に影響しないですか。市議会の方で来ないでくださいとかって、そういうのはどうなんです。

岡田事務局長

確認は取ってはいないんですけども、向こうからは、まだ、連絡は来てないので、恐らく、もう日程等を組んでしまっているんで、今更、取りやめってことはないと思うんですけども、一応、確認しますか。

高橋秀之委員長

してもらえれば。すいません、お願いいたします。

確認だけお願いします。

ほかになければ、いいですか。

(「はい」の声あり)

ないようですので、ただいまの意見をもって、事前質問することにより、太田市へ交付することにしますので、1週間前ぐらいまでに、連絡ください。

最後に、視察以外で皆さんから何か報告等ありますか。

(一同無言)

ないようですので、以上で第8回まちづくり常任委員会を終了します。
ありがとうございました。

(10時59分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委 員 長 高 橋 秀 之

以上、記録する。

書 記 係 長 藤 田 秀 紀